

第十五号議案

江戸川区総合文化センター条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十六年二月十七日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区総合文化センター条例の一部を改正する条例

江戸川区総合文化センター条例（昭和五十七年七月江戸川区条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第六条関係）

施設及び利用料金

大ホール					施設		利用区分		
第五楽屋	第四楽屋	第三楽屋	第二楽屋	第一楽屋	大ホール	平日	土曜日、日曜日及び休日	曜日等の別	単位時間
								午前九時～正午	午前の部
八二〇円	二、〇六〇円	二、〇六〇円	一、五四〇円	一、二三〇円	五五、五四〇円	四六、二九〇円			
								午後一時～午後四時三十分	午後の部
八二〇円	二、〇六〇円	二、〇六〇円	一、五四〇円	一、二三〇円	一一一、〇九〇円	九二、五七〇円			
								午後五時三十分～午後九時三十分	夜間の部
八二〇円	二、〇六〇円	二、〇六〇円	一、五四〇円	一、二三〇円	一三八、八六〇円	一一五、七一〇円			
								午前九時～午後九時三十分	全日
二、四六〇円	六、一八〇円	六、一八〇円	四、六二〇円	三、六九〇円	三〇五、四九〇円	二五四、五七〇円			

第15号議案

備考

諸室						小水施設								
展示ラギ	展示室	研修室	会議室	和室	サリハ	屋第四	屋第三	屋第二	屋第一	小水		屋第八	屋第七	屋第六
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	平日	土曜日、 日曜日及 び休日	/	/	/
	三、七〇〇円	七、七一〇円	三、〇九〇円	一、五四〇円	三、二九〇円	一、七五〇円	二、〇六〇円	一、一三〇円	一、一三〇円	一六、六六〇円	一三、八九〇円	二、〇六〇円	二、〇六〇円	九三〇円
	四、八三〇円	一〇、〇八〇円	四、〇一〇円	二、〇六〇円	三、二九〇円	一、七五〇円	二、〇六〇円	一、一三〇円	一、一三〇円	三三、三三〇円	二七、七七〇円	二、〇六〇円	二、〇六〇円	九三〇円
	五、五五〇円	一一、六二〇円	四、六三〇円	二、三七〇円	三、二九〇円	一、七五〇円	二、〇六〇円	一、一三〇円	一、一三〇円	四一、六六〇円	三四、七七〇円	二、〇六〇円	二、〇六〇円	九三〇円
無料	一四、〇八〇円	二九、四一〇円	一一、七三〇円	五、九七〇円	九、八七〇円	五、二五〇円	六、一八〇円	三、三九〇円	三、三九〇円	九一、六五〇円	七六、四三〇円	六、一八〇円	六、一八〇円	二、七九〇円

- 一 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）第三条に定める日をいう。
- 二 中間時間（正午から午後一時まで及び午後四時三十分から午後五時三十分まで。以下同じ。）に限り、管理上支障がないと認められるときは、一時間を単位として、既に利用の承認を受けている利用時間を繰り上げ、又は繰り下げて利用することができる。この場合には、次の区分による超過利用料金を追徴する。
 - イ 正午から午後一時まで 午前の部の規定利用料金の一時間相当額（この額に百円未満の額があるときは、その百円未満の額を百円として計算した額とする。以下同じ。）を利用料金とする。
 - ロ 午後四時三十分から午後五時三十分まで 午後の部の規定利用料金の一時間相当額を利用料金とする。
- 三 午前及び午後の部又は午後及び夜間の部は、継続して利用することができる。この場合には、それぞれの中間時間に係る料金を徴収しない。
- 四 指定管理者があらかじめやむを得ないと認められた場合に限り、三十分を単位として、開館時間外の利用ができる。この場合には、夜間の部の規定利用料金の三十分相当額に当該額の二割を上限として加算した額を規定利用料金とする。
- 五 指定管理者があらかじめやむを得ないと認められた場合に限り、一時間を単

位として、単位時間を分割して利用することができる。この場合の規定利用料金は、当該単位時間に係る規定利用料金を利用時間数で除して得た額（この額に百円未満の額があるときは、その百円未満の額を百円として計算した額とする。）とする。

六 利用者が、舞台練習のため、舞台のみを利用する場合のホールの利用料金は、規定利用料金の五割とする。

七 利用者が入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴収する場合は、次の区分による利用料金を増徴する。

イ 入場料等の額（入場料等の額に差があるときは、その最高額。以下同じ。）が一、〇〇〇円を超え二、〇〇〇円以内のとき 規定利用料金の五割相当額

ロ 入場料等の額が二、〇〇〇円を超え三、〇〇〇円以内のとき 規定利用料金の七割五分相当額

ハ 入場料等の額が三、〇〇〇円を超えるとき 規定利用料金の十割相当額

八 前号に規定する者が第二号又は第四号から第六号までの規定の適用を受ける場合には、第二号及び第四号から第六号までの規定中「規定利用料金」とあるのは、「規定利用料金に、第七号に定める増徴割合を乗じて得た額を加算した額」とする。

九 展示ギャラリーは、文化的活動、福祉的活動及びコミュニティ活動に利用することができる。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の江戸川区総合文化センター条例別表の規定は、施行日以後に利用する者から適用し、同日前に利用する者及び同日前に既に利用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

(説明)

消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の改正に伴い、利用料金の額に係る規定を改める必要があるもので、本案を提出いたします。